

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

定 款

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

社会福祉法人 共恵会

社会福祉法人共恵会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム瑞穂の郷の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人共恵会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を沖縄県名護市字親川571番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員 の 任期)

第六条 役員 の 任期 は 二年 と する。 但 し、 補 欠 の 役員 の 任期 は、 前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

- 2 役員 は 再 任 さ れ る こ と が で き る。
- 3 理 事 長 の 任期 は、 理 事 と し て 在 任 す る 期 間 と する。

(役員 の 選 任 等)

第七条 理 事 は、 理 事 総 数 の 三 分 の 二 以 上 の 同 意 を 得 て、 理 事 長 が 委 嘱 す る。

- 2 監 事 は、 理 事 会 に お い て 選 任 す る。
- 3 監 事 は、 こ の 法 人 の 理 事、 職 員 及 び こ れ ら に 類 す る 他 の 職 務 を 兼 任 す る こ と が で き ない。

(役員 の 報 酬 等)

第八条 役員 の 報 酬 に つ い て は、 勤 務 実 態 に 即 し て 支 給 す る こ と と し、 役員 の 地 位 に あ る こ と の み に よ っ て は、 支 給 し ない。

- 2 役員 に は 費 用 を 弁 償 す る こ と が で き る。
- 3 前 2 項 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 理 事 会 の 議 決 を 経 て、 理 事 長 が 別 に 定 め る。

(理 事 会)

第九条 こ の 法 人 の 業 務 の 決 定 は、 理 事 を も っ て 組 織 す る 理 事 会 に よ っ て 行 う。 但 し、 日 常 の 業 務 と し て 理 事 会 が 定 め る も の に つ い て は 理 事 長 が 専 決 し、 こ れ を 理 事 会 に 報 告 す る。

- 2 理 事 会 は、 理 事 長 が こ れ を 招 集 す る。
- 3 理 事 長 は、 理 事 総 数 の 三 分 の 一 以 上 の 理 事 又 は 監 事 か ら 会 議 に 付 議 す べ き 事 項 を 示 し て 理 事 会 の 招 集 を 請 求 さ れ た 場 合 に は、 そ の 請 求 の あ っ た 日 か ら 一 週 間 以 内 に こ れ を 招 集 し な け れ ば な ら ない。
- 4 理 事 会 に 議 長 を 置 き、 議 長 は そ の 都 度 選 任 す る。
- 5 理 事 会 は、 理 事 総 数 の 三 分 の 二 以 上 の 出 席 が な け れ ば、 そ の 議 事 を 開 き、 議 決 す る こ と が で き ない。
- 6 前 項 の 場 合 に お い て、 あ ら か じ め 書 面 を も っ て、 欠 席 の 理 由 及 び 理 事 会 に 付 議 さ れ る 事 項 に つ い て の 意 思 を 表 示 し た 者 は、 出 席 者 と み な す。
- 7 理 事 会 の 議 事 は、 法 令 に 特 別 の 定 め が あ る 場 合 及 び こ の 定 款 に 別 段 の 定 め が あ る 場 合 を 除 き、 理 事 総 数 の 過 半 数 で 決 定 し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。
- 8 理 事 会 の 決 議 に つ い て、 特 別 の 利 害 関 係 を 有 す る 理 事 は、 そ の 議 事 の 議 決 に 加 わ る こ と が で き ない。
- 9 議 長 及 び 理 事 会 に お い て 選 任 し た 理 事 二 名 は、 理 事 会 の 議 事 に つ い て 議 事 の 経 過 の 要 領 及 び そ の 結 果 を 記 載 し た 議 事 録 を 作 成 し、 こ れ に 署 名 又 は 記 名 押 印 し な け れ ば な ら ない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び沖縄県に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県名護市字親川 5 71 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建特別養護老人ホーム瑞穂の郷 (2231.72 m²)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 2 2 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、沖縄県の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（決算）

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 公益を目的とする事業

第二二条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第二三条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二四条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二五条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二六条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、沖縄県の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第二七条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、沖縄県の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二八条 この法人の公告は、社会福祉法人共恵会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二九条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小橋川 共 喜

理 事 玉 城 聡

” 前 田 講 子

” 元 光 儀

” 小橋川 真 子

” 金 城 秀 治

監 事 島 袋 茂 照

” 西 里 喜 明

この定款の改正は、沖縄県知事の認定のあった日(平成22年11月16日)から施行する。